

報道各社御中 ← 環境省広報室

鹿兒島県で採取された水における鳥インフルエンザ検査状況等について
(H26.12.6 12:00)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	島根県	安来市	渡り鳥糞便	11/3 採取			11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/13 指定
2	東京都	江東区	ホシハジロ	11/13 回収	陰性	11/17 陽性	11/25 インフルエンザウイルスは検出されず	11/17 指定 11/25 18時解除
3	宮城県	栗原市	オオハクチョウ	11/19 回収	陽性		11/27 インフルエンザウイルスは検出されず	11/19 指定 11/27 11時解除
4	千葉県	長生郡長柄町	カモ類糞便	11/18 採取	陽性	11/20 陽性	11/22 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/20 指定
5	鳥取県	鳥取市	カモ類糞便	11/18 採取			11/27 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/27 指定
6	東京都	大田区	ホシハジロ	11/26 回収	陽性		12/4 インフルエンザウイルスは検出されず	11/27 指定 12/4 18時解除
7	鹿兒島県	出水市	マナツル	11/23 回収		11/27 陽性	11/29 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/27 指定
8	兵庫県	南あわじ市	アイガモ(野生化個体)	11/29 回収	12/1 陽性		確定検査機関で検査中	12/1 指定
9	鹿兒島県	出水市	環境試料(ねぐらの水)	12/1 採取		12/5 陽性	<u>12/6</u> <u>高病原性鳥インフルエンザウイルス</u> <u>(H5N8亜型)と判明</u>	12/5 指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【今回の案件 (No.9) について】

鹿兒島大学(確定検査機関)において実施された検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)であることが判明しました。これによる対応の変化はありません。引き続き監視を強化します。

1 主な経緯等

(1) 水の採取地点

鹿兒島県出水市(いすみし)(国指定出水・高尾野(たかおの)鳥獣保護区内)



(2) 経緯

- 12月5日(金)、鹿児島大学(確定検査機関)より、ねぐらの水調査※(12月1日に採取)の遺伝子検査により、水1検体から、鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)遺伝子が検出された旨報告があった。
- 同日、水採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- 12月6日(土)、確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明。

※ねぐらの水調査

ねぐらは、ツルが越冬するために保護区内に人工的に水を張って設置しているものであり、その水を環境試料として平成23年度より出水市が鹿児島大学に依頼して定期的(11月~3月)に調査しているもの。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を継続。
- (2) 今回は、同一地域での続発事例として、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、改めて野鳥緊急調査チームの派遣は行わない(No.7の事案で11月27日に指定した野鳥監視重点区域内)。
なお、No.7の事案で12月2日から5日に環境省が行った野鳥緊急調査チームの調査結果でも、採取地周辺の調査を行っているが、野鳥の大量死などの特段の異常は認められていない(12月5日に公表済み)。
- (3) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載)に基づき適切に対応。

【参考】

- 鹿児島県出水市(2箇所)での鳥インフルエンザ経緯等は以下のとおり。

番号	日付	内容	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
7	11/27 18:00	•回収された衰弱マナツル(11月23日に回収)の遺伝子検査により、マナツル1体からA型インフルエンザウイルス遺伝子検出について発表。 •野鳥監視重点区域指定。		11/27 陽性	鹿児島大学で検査中	11/27 指定
	11/29 15:30	•高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)判明について発表。 •野鳥緊急調査チーム派遣準備開始。			11/29 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)判明	
	12/2~ 12/5	•野鳥緊急調査チームによる調査。				
	12/5 17:30	•野鳥緊急調査チームの調査結果発表。				
9	12/5 17:30	•採取したねぐらの水(12月1日に採取)の遺伝子検査により、水1検体から鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)遺伝子検出について発表。 •野鳥監視重点区域指定。		12/5 陽性	鹿児島大学で検査中	12/5 指定
	12/6 12:00	高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)判明について発表。			12/6 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明	



【留意事項】

- **ねぐらに張った水からの検出であるため、人の生活や飲料水等に影響はありません。**
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、死亡野鳥に素手で触らない他、野鳥のいる公園等に行った際は、靴で糞を踏まないよう十分注意するなど、「野鳥との接し方について」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成26年12月6日(土)
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
企 画 官：堀内 洋 (内線6470)
鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)